

平成26年11月28日
文 部 科 学 省

第 58 回人口・社会統計部会の審議において整理、報告等が求められた事項に対する回答

1 計画の変更

(2) 報告を求める事項の変更等

ア 社会教育行政調査票等

(ア) 教育委員会事務局の社会教育関係職員数

〈指摘事項〉 審査メモ P6 関係

- ・ 調査票の様式上、「課長」の区分内に、内数として社会教育主事の発令者数を把握する欄が設けられている一方、別途「社会教育主事」の区分も設けられており、社会教育主事数が両方の区分で記載され、ダブルカウントされてしまうおそれがあることから、それを防止するため、「社会教育主事」の対象となる社会教育主事は、「課長」の内数として記載する社会教育主事を除くことを、注書きや記入の手引などで明示すべきではないか。

(回答)

教育委員会事務局職員のうち社会教育主事数を聞く調査項目について、ご指摘を踏まえ、「社会教育主事」欄に計上する社会教育主事には「課長」欄の内数として記載する社会教育主事を除く旨を、調査項目の脚注、手引等で説明することとする。

※脚注案：「社会教育主事」欄には、「課長」欄の内数として記載する社会教育主事数を含まない。

(オ) 情報提供方法

〈指摘事項〉 審査メモ P14 関係

- ・ 「ポスター・パンフレット」との選択肢の表現を「機関紙（パンフレット）等」に変更することだが、博物館などでは、ポスターによる情報提供が伝統的な手法となっているため、例えば「機関紙、ポスター、パンフレット等」と併記した選択肢としてはどうか。
- ・ 「情報ネットワーク」との選択肢の表現は、一般的に馴染みがないため、選択肢の文言中に他の選択肢のように括弧書きでメールマガジンや SNS 等の具体例を明示してはどうか。

(回答)

「機関紙（パンフレット）等」とする変更案については、ご指摘を踏まえ、選択肢の表現を「機関紙、ポスター、パンフレット等」に改めることとする。また、社会教育行政調査票（3-1）以外の全ての調査票において、現状「機関紙（パンフレット）等」となっているが、これらを含めて「機関紙、ポスター、パンフレット等」に表現を統一することとしたい。

「情報ネットワーク」とする変更案については、ご指摘を踏まえ、社会教育行政調査票の選択肢に具体例を示し「情報ネットワーク（ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメ

ディア)」と表現を改めることとする。なお、社会教育行政調査票以外の調査票においては、情報ネットワークを選択した場合にその内訳として「a ホームページ、b メールマガジン、c ソーシャルメディア」を更に選択させる変更案としているため、これらの調査票については、当初変更案どおり「情報ネットワーク」としたい。

(カ) 指導者研修

〈指摘事項〉 審査メモ P15 関係

- ・ 従来、「行政職員対象」、「施設職員対象」及び「有志指導者対象」別に把握していた指導者研修の実施件数等については、どのように活用してきたのか。今回、当該3区分を統合し、指導者研修全体の実施件数等に変更しても、調査結果の活用上、支障がないのか。
- ・ 民間団体等の指導者を対象とした研修の実施件数や参加者数はどのようにになっているか。民間団体等の指導者を対象とした研修の支援を行うに当たり、その現況を把握するということであれば、調査する意味があるかもしれないが、そう多くないのではないか。

(回答)

当該項目は、社会教育法上定められている指導者に対する研修の実施状況を確認するためのものであり、同法の条文に基づいた区分で調査してきたところであるが、実態としては、指導者の養成という観点からは研修内容に大きな違いがない場合もあるため、対象者を分けずに研修を実施している状況がある。また、そのような実態を踏まえ、34 都道府県から、当該3区分の統合について要望があったところであり、報告者負担軽減の観点からも、当該区分を削除すべきと考える。

なお、指導者研修の実施件数及び参加者数は、全体数については、国や地方公共団体において社会教育関係指導者の養成事業等の企画立案に際して基礎データとして活用されているが、対象者別の数については、上記のような実態があることから活用されることが少なくなっている状況である。

(参考) 社会教育法

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第9条の6 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(都道府県教育委員会の事務)

第6条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において（中略）次の事務を行う。

- 2 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

(参考) 教育委員会における指導者研修の実施状況 (本調査結果より)

区 分	都道府県・市町村教育委員会							
	実施件数計	参加者数計	行政職員対象 (社会教育主事等)		施設職員対象 (公民館主事等)		有志指導者対象 (民間団体等の指導者)	
			実施件数	参加者数	実施件数	参加者数	実施件数	参加者数
平成16年度間	7,278	433,181	1,698	74,530	1,752	45,578	3,828	313,073
平成19年度間	5,702	343,567	1,190	68,664	1,171	39,414	3,341	235,489
平成22年度間	4,673	269,035	1,036	45,345	1,224	35,026	2,413	188,664

(参考) 生涯学習センターにおける指導者研修事業の実施状況 (本調査結果より)

区 分	開館セン ター数	実施セン ター数	区分								
			行政職員対象(社会教育主事等)			施設職員対象(公民館主事等)			有志指導者対象(民間団体等の指導者)		
			実施セン ター数	実施件数	参加者数	実施セン ター数	実施件数	参加者数	実施セン ター数	実施件数	参加者数
平成19年度間	378	72	36	223	7,653	38	217	7,075	47	299	11,133
平成22年度間	397	73	32	156	6,968	42	199	6,250	45	228	9,489

イ 公民館調査票等

(ア) 指定管理の相手先

ii) 「地縁による団体(自治会、町内会等)を指定」との選択肢の追加

〈指摘事項〉 審査メモ P16 関係

- 今回の選択肢の変更により、従来の「地方公共団体を指定」との選択肢に該当するものが今後は「その他を指定」に含まれる一方、従来の「その他を指定」に含まれていた自治会等が、新設される「地縁による団体」に該当するものとして特出しされることになり、調査結果の時系列比較が難しくなるため、当該比較が容易にできるよう、「地方公共団体を指定」との選択肢は残すことが望ましいのではないかと。
- 社会体育施設においても、指定管理の相手先が「その他を指定」となっているものが多数に上っているが、これに含まれる指定管理先とは、どのようなものが多いのか。

(回答)

調査結果の時系列比較を容易なものとするため、ご指摘を踏まえ、「地方公共団体を指定」の選択肢は残し、「地縁による団体を指定」の選択肢を新たに追加することとする。

なお、社会体育施設の指定管理の相手先のうち、「その他を指定」に含まれる指定管理先については、本調査においては内訳を把握していないため不明であるが、総務省等が別途実施している調査によれば、施設の定義等が同一ではないものの、地縁による団体も一定程度含まれていることが分かる。

(参考) 別紙1「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果(平成24年11月総務省自治行政局行政経営支援室)抜粋」、別紙2「指定管理者制度の導入状況に関する調査(2006)最終報告(平成18年10月地方自治総合研究所)抜粋」

(ウ) 職員に対する研修の実施の有無

〈指摘事項〉 審査メモ P21 関係

- 文部科学省は、研修の実施先の選択肢を「民間(社会教育関係団体、企業を含む)」に変更したいとのことだが、この中の「社会教育関係団体」との用語は適切ではない。社会教育法第10条に規定する「社会教育関係団体」は、ボーイスカウトや地域の文化協会等を

指すのであって、公民館連絡協議会等は含まないのではないか。また、報告者は、公民館連絡協議会等を公的な組織と認識しており、民間団体とは認識していないのではないか。

- ・ 「民間」という選択肢については、研修の実施先として、企業等を把握したいのか、それとも、社会教育に携わる民間団体を把握したいのかを明らかにし、それに沿った選択肢の表現とすべきではないか。

(回答)

ご指摘を踏まえ、「民間（社会教育関係団体、企業を含む）」を「民間（企業等）」に改め、別途「社会教育に関係する団体」を選択肢として追加することとする。「社会教育に関係する団体」の選択肢には、法人であると否とを問わず、社会教育に関する事業を行うことを主な目的とする団体が実施する研修を、「民間（企業等）」の選択肢には企業等の営利団体が実施する研修を、それぞれ想定している。

なお、社会教育法に定める社会教育関係団体は「公の支配に属しない」という限定があるが、「社会教育に関係する団体」については、本調査の利活用を考えた場合、そこまで厳密に限定する必要はなく、社会教育に関する事業を行うことを主な目的とする団体で行われる研修への参加状況を広く把握する趣旨から、「社会教育に関係する団体」としている。

選択肢の内容については、手引等において説明することとする。

(参考) 社会教育法第 10 条（社会教育関係団体の定義）

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(キ) ボランティアに対する研修の有無

〈指摘事項〉 審査メモ P27 関係

- ・ 前回の統計委員会答申や「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）における指摘を踏まえ、これまでの施設（ハード）を中心とした調査から、それに加えて利用状況等（ソフト）を把握していくとの方向性に鑑みると、今回、削除することとしている研修の実施回数を、引き続き把握すべきではないか。
- ・ 研修の実施回数の削除については、公的な社会教育施設によるボランティアに対する研修の実績は、国際的にみても貴重なデータであるため、引き続き、当該実施回数を把握していただきたい。

(回答)

ボランティアに対する研修の実施回数については、ご指摘を踏まえ、本調査項目の改正を行わないこととする。

(ケ) 託児サービスを実施した諸集会

〈指摘事項〉 審査メモ P30 関係

- ・ 今後の託児サービスの推進の観点からは、実施の有無のみでなく、今回、削除することとしている実施件数も把握すべきではないか。
- ・ 諸集会の実施件数は、女性の積極的な社会進出、社会活動を支援するといった面からも有用なデータであり、引き続き、把握すべきではないか。
- ・ 託児サービスを実施した諸集会の実施件数については、時系列的にかなり変化がみられ、また、女性への支援に関する大事なデータであるため、引き続き、把握していただき

たい。

(回答)

託児サービスを実施した諸集会の実施件数については、ご指摘を踏まえ、本調査項目の改正を行わないこととする。

表1-2 指定管理者制度導入施設の状況

1 都道府県

区分	(単位:施設、%)								合計	
	1 株式会社 (A) (A/H%)	2 特例民法人、 一般社団・財団法人、 公益社団・財団法人等 (B) (B/H%)	3 地方公共団体 (C) (C/H%)	4 公共的団体 (D) (D/H%)	5 地縁による団体 (E) (E/H%)	6 特定非営利活動法人 (F) (F/H%)	7 1～6以外の団体 (G) (G/H%)	導入数(H) <H/1%>	公の施設数 (I)	
1 レクリエーション・ スポーツ施設	108 (21.1%)	166 (32.4%)	77 (15.0%)	41 (8.0%)	7 (1.4%)	15 (2.9%)	98 (19.1%)	512 < 87.5% >	585	
2 産業振興施設	45 (25.3%)	91 (51.1%)	4 (2.2%)	11 (6.2%)	0 (0.0%)	9 (5.1%)	18 (10.1%)	178 < 40.4% >	441	
3 基盤施設	998 (17.7%)	3,584 (63.5%)	134 (2.4%)	137 (2.4%)	0 (0.0%)	84 (1.5%)	710 (12.6%)	5,647 < 64.0% >	8,828	
4 文教施設	64 (13.3%)	243 (50.6%)	36 (7.5%)	8 (1.7%)	4 (0.8%)	32 (6.7%)	93 (19.4%)	480 < 46.6% >	1,030	
5 社会福祉施設	11 (3.6%)	59 (19.3%)	2 (0.7%)	215 (70.3%)	0 (0.0%)	9 (2.9%)	10 (3.3%)	306 < 41.4% >	740	
合計	1,226 (17.2%)	4,143 (58.2%)	253 (3.6%)	412 (5.8%)	11 (0.2%)	149 (2.1%)	929 (13.0%)	7,123 < 61.3% >	11,624	

2 指定都市

区分	(単位:施設、%)								合計	
	1 株式会社 (A) (A/H%)	2 特例民法人、 一般社団・財団法人、 公益社団・財団法人等 (B) (B/H%)	3 地方公共団体 (C) (C/H%)	4 公共的団体 (D) (D/H%)	5 地縁による団体 (E) (E/H%)	6 特定非営利活動法人 (F) (F/H%)	7 1～6以外の団体 (G) (G/H%)	導入数(H) <H/1%>	公の施設数 (I)	
1 レクリエーション・ スポーツ施設	201 (21.2%)	336 (35.5%)	1 (0.1%)	12 (1.3%)	53 (5.6%)	25 (2.6%)	319 (33.7%)	947 (100.0%)		
2 産業振興施設	30 (17.2%)	82 (47.1%)	0 (0.0%)	10 (5.7%)	13 (7.5%)	5 (2.9%)	34 (19.5%)	174 (100.0%)		
3 基盤施設	1,248 (41.2%)	1,007 (33.3%)	0 (0.0%)	5 (0.2%)	44 (1.5%)	10 (0.3%)	712 (23.5%)	3,026 (100.0%)		
4 文教施設	109 (8.8%)	485 (39.2%)	0 (0.0%)	248 (20.0%)	165 (13.3%)	81 (6.5%)	150 (12.1%)	1,238 (100.0%)		
5 社会福祉施設	35 (1.6%)	358 (15.9%)	0 (0.0%)	1,318 (58.4%)	427 (18.9%)	59 (2.6%)	59 (2.6%)	2,256 (100.0%)		
合計	1,623 (21.2%)	2,268 (29.7%)	1 (0.0%)	1,593 (20.8%)	702 (9.2%)	180 (2.4%)	1,274 (16.7%)	7,641 (100.0%)		

3 市区町村

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社	2 特例民法法人、 一般社団・財団法人、 公益社団・財団法人等	3 地方公共団体	4 公共的団体	5 地縁による団体	6 特定非営利活動法人	7 1～6以外の団体	合計
1 レクリエーション・ スポーツ施設	3,882 (29.5%)	4,190 (31.9%)	10 (0.1%)	944 (7.2%)	1,248 (9.5%)	1,095 (8.3%)	1,774 (13.5%)	13,143 (100.0%)
2 産業振興施設	1,669 (24.5%)	743 (10.9%)	3 (0.0%)	1,752 (25.7%)	1,441 (21.1%)	210 (3.1%)	999 (14.7%)	6,817 (100.0%)
3 基盤施設	2,945 (20.5%)	5,646 (39.3%)	1 (0.0%)	786 (5.5%)	2,372 (16.5%)	116 (0.8%)	2,507 (17.4%)	14,373 (100.0%)
4 文教施設	985 (7.4%)	1,618 (12.1%)	1 (0.0%)	749 (5.6%)	8,814 (65.9%)	499 (3.7%)	718 (5.4%)	13,384 (100.0%)
5 社会福祉施設	469 (4.3%)	777 (7.1%)	6 (0.1%)	6,762 (61.5%)	1,846 (16.8%)	587 (5.3%)	548 (5.0%)	10,995 (100.0%)
合計	9,950 (16.9%)	12,974 (22.1%)	21 (0.0%)	10,993 (18.7%)	15,721 (26.8%)	2,507 (4.3%)	6,546 (11.1%)	58,712 (100.0%)

4 全体

(単位:施設、%)

区分	1 株式会社	2 特例民法法人、 一般社団・財団法人、 公益社団・財団法人等	3 地方公共団体	4 公共的団体	5 地縁による団体	6 特定非営利活動法人	7 1～6以外の団体	合計
1 レクリエーション・ スポーツ施設	4,191 (28.7%)	4,692 (32.1%)	88 (0.6%)	997 (6.8%)	1,308 (9.0%)	1,135 (7.8%)	2,191 (15.0%)	14,602 (100.0%)
2 産業振興施設	1,744 (24.3%)	916 (12.8%)	7 (0.1%)	1,773 (24.7%)	1,454 (20.3%)	224 (3.1%)	1,051 (14.7%)	7,169 (100.0%)
3 基盤施設	5,191 (22.5%)	10,237 (44.4%)	135 (0.6%)	928 (4.0%)	2,416 (10.5%)	210 (0.9%)	3,929 (17.0%)	23,046 (100.0%)
4 文教施設	1,158 (7.7%)	2,346 (15.5%)	37 (0.2%)	1,005 (6.7%)	8,983 (59.5%)	612 (4.1%)	961 (6.4%)	15,102 (100.0%)
5 社会福祉施設	515 (3.8%)	1,194 (8.8%)	8 (0.1%)	8,295 (61.2%)	2,273 (16.8%)	655 (4.8%)	617 (4.6%)	13,557 (100.0%)
合計	12,799 (17.4%)	19,385 (26.4%)	275 (0.4%)	12,998 (17.7%)	16,434 (22.4%)	2,836 (3.9%)	8,749 (11.9%)	73,476 (100.0%)

10. 指定管理者団体と施設の種類の種類

<表11> 施設種と団体種

	財団・社団	道路・住宅・土地公社	株式会社等	社会福祉法人	NPO法人	自治会・町内会	協同組合	農業・漁業	共同企業体 (複数団体が協働する形式)	共同企業体以外の任意団体	連合・支部事務組合	自治体・広域	その他団体	合計
保育所	53 17.1%	0 0.0%	20 6.5%	170 54.8%	4 1.3%	14 4.5%	4 1.3%	0 0.0%	15 4.8%	0 0.0%	21 6.8%	310 100.0%		
児童館・学童クラブ	188 10.1%	0 0.0%	31 1.7%	1,263 67.6%	90 4.8%	43 2.3%	0 0.0%	1 0.1%	142 7.6%	0 0.0%	107 5.7%	1,869 100.0%		
障がい者施設	71 5.7%	0 0.0%	3 0.2%	1,047 84.4%	35 2.8%	2 0.2%	3 0.2%	2 0.2%	22 1.8%	2 0.2%	52 4.2%	1,240 100.0%		
高齢者施設	313 8.1%	0 0.0%	67 1.7%	2,605 67.6%	49 1.3%	400 10.4%	23 0.6%	14 0.4%	105 2.7%	2 0.1%	243 6.3%	3,856 100.0%		
その他福祉施設	118 9.9%	0 0.0%	35 2.9%	712 59.6%	19 1.6%	214 17.9%	1 0.1%	10 0.8%	40 3.4%	1 0.1%	39 3.3%	1,194 100.0%		
劇場（ホール）・文化会館	385 75.2%	0 0.0%	45 8.8%	5 1.0%	18 3.5%	2 0.4%	1 0.2%	31 6.1%	6 1.2%	2 0.4%	17 3.3%	512 100.0%		
公民館	177 20.5%	0 0.0%	16 1.9%	0 0.0%	3 0.3%	546 63.2%	3 0.3%	0 0.0%	86 10.0%	0 0.0%	33 3.8%	864 100.0%		
その他社会教育・文化施設	536 48.6%	1 0.1%	157 14.2%	16 1.5%	58 5.3%	101 9.2%	2 0.2%	25 2.3%	56 5.1%	27 2.4%	115 10.4%	1,103 100.0%		
市民会館・公会堂	217 57.1%	0 0.0%	52 13.7%	3 0.8%	7 1.8%	56 14.7%	0 0.0%	24 6.3%	9 2.4%	1 0.3%	10 2.6%	380 100.0%		
集会所・コミュニティセンター	235 3.7%	0 0.0%	111 1.7%	63 1.0%	39 0.6%	4,874 76.3%	39 0.6%	4 0.1%	520 8.1%	3 0.0%	499 7.8%	6,389 100.0%		
その他市民利用施設	198 20.2%	0 0.0%	112 11.4%	28 2.9%	61 6.2%	348 35.5%	9 0.9%	7 0.7%	38 3.9%	5 0.5%	171 17.5%	979 100.0%		
体育館	644 64.9%	0 0.0%	105 10.6%	5 0.5%	48 4.8%	40 4.0%	0 0.0%	45 4.5%	18 1.8%	7 0.7%	75 7.6%	993 100.0%		
プール	258 47.6%	0 0.0%	169 31.4%	7 1.3%	17 3.2%	3 0.6%	0 0.0%	68 12.6%	5 0.9%	1 0.2%	12 2.2%	538 100.0%		
競技場（陸上、テニスコート、野球場等）	1,235 66.5%	0 0.0%	203 10.9%	4 0.2%	86 4.6%	23 1.2%	1 0.1%	106 5.7%	45 2.4%	20 1.1%	124 6.7%	1,856 100.0%		
その他スポーツ・レクレーション施設	1,129 40.5%	4 0.1%	691 24.8%	19 0.7%	86 3.1%	236 8.5%	42 1.5%	106 3.8%	137 4.9%	53 1.9%	279 10.0%	2,787 100.0%		
都市公園	4,819 75.4%	8 0.1%	444 6.9%	5 0.1%	41 0.6%	75 1.2%	3 0.0%	506 7.9%	198 3.1%	21 0.3%	264 4.1%	6,390 100.0%		
公共駐車場	350 41.2%	3 0.4%	298 35.1%	10 1.2%	4 0.5%	55 6.5%	6 0.7%	17 2.0%	35 4.1%	7 0.8%	60 7.1%	849 100.0%		
公共駐輪場	881 71.0%	0 0.0%	278 22.4%	21 1.7%	7 0.6%	4 0.3%	1 0.1%	5 0.4%	22 1.8%	0 0.0%	22 1.8%	1,241 100.0%		
公営住宅	1,812 25.2%	4,739 65.8%	265 3.7%	0 0.0%	15 0.2%	1 0.0%	1 0.0%	209 2.9%	0 0.0%	12 0.2%	150 2.1%	7,204 100.0%		
労働関係施設	253 67.8%	0 0.0%	25 6.7%	8 2.1%	5 1.3%	1 0.3%	0 0.0%	6 1.6%	13 3.5%	1 0.3%	52 13.9%	373 100.0%		
産業関連施設	331 15.6%	4 0.2%	511 24.0%	15 0.7%	19 0.9%	152 7.1%	380 17.9%	14 0.7%	201 9.4%	4 0.2%	463 21.8%	2,128 100.0%		
保養施設・温泉施設等	246 19.7%	6 0.5%	629 50.4%	41 3.3%	13 1.0%	79 6.3%	17 1.4%	12 1.0%	85 6.8%	9 0.7%	106 8.5%	1,249 100.0%		
その他労働・産業・保養施設	109 16.2%	1 0.1%	178 26.4%	7 1.0%	9 1.3%	104 15.5%	72 10.7%	4 0.6%	51 7.6%	3 0.4%	130 19.3%	673 100.0%		
その他施設（複合施設を含む）	442 28.1%	0 0.0%	300 19.1%	33 2.1%	43 2.7%	288 18.3%	42 2.7%	71 4.5%	59 3.8%	42 2.7%	244 15.5%	1,572 100.0%		
合 計	15,988 32.6%	4,771 9.7%	5,117 10.4%	6,398 13.0%	863 1.8%	7,769 15.9%	723 1.5%	1,396 2.8%	2,065 4.2%	274 0.6%	3,498 7.1%	49,073 100.0%		

※ 施設種類は、300施設以上のもののみ表示

※ 団体種類は、医療法人、学校法人、生活協同組合、労働者協同組合、無回答は表示していない

※ 産業関連施設におけるその他団体には、産業関連の組合、観光協会、商工会などが多い

※ 網掛けは各施設の種類のうち最も多く指定されている団体（産業関連施設については1位と2位が近似していたため、2位まで網をかけた）

- この表は、それぞれの種類の指定管理者導入施設において、どのような性格の団体が指定管理者となっているかを示している。児童館・学童クラブは社会福祉法人が最も多く指定管理者となっており、その割合は指定管理者制度を導入した児童館・学童クラブの67.6%を占める。保養施設・温泉施設等では株式会社等が最も多く指定管理者に指定されている。その割合は半数を越し50.4%に上っている。